

審査項目（太陽光発電施設の設置）

区 分		基 準 値	計 画 値	結 果	備 考
災 害 の 防 止	切 土	法 面 勾 配	土質・高さに応じた勾配（砂礫・粘性土 1:1.5）	1:1.5	適
		切 土 量		112,360 m ³ 80,952 m ³	
		最 大 高 さ	10mを超える場合は、5~10m毎に幅1~2mの小段を設置	3.1m 4.9m	
		小 段 幅		—	
		小 段 間 の 高 さ		—	
		崩 壊 防 止 措 置		雨水流入等の場合は、排水施設を設置（太陽光発電施設を設置する箇所については、原則として、排水施設を設置） 表面の侵食防止措置を講じること。 柵工、筋工等の表面流を分散させるための措置 伏工等による植生の導入や物理的な被覆等の地表を保護するための措置	
	擁 壁 の 設 置	区域外に面する法面や、人家・学校等に近接する法面は擁壁を設置	—		
	盛 土	法 面 勾 配	30°（1:1.8）以下	1:1.8	適
		盛 土 量		112,582 m ³ 80,841 m ³	
		最 大 高 さ	原則15m以下 15m以上となる場合は所定の安全率（常時1.5、地震時1.2）を確保すると共に、盛土高15m毎に独立したアース堰堤となるように設置	2.6m 4.2m	
小 段 の 設 置		5m毎に1~2mの小段設置	—		
崩 落 防 止 措 置		雨水流入等の場合は、排水施設を設置（太陽光発電施設を設置する箇所については、原則として、排水施設を設置） 表面の侵食防止措置を講じること。 柵工、筋工等の表面流を分散させるための措置 伏工等による植生の導入や物理的な被覆等の地表を保護するための措置	排水施設（10年確率10分）を設置する。 植生を導入するため、地表面には種子吹付を行う（直接放流箇所には植生シートを敷設する）。		
自 然 斜 面		太陽光発電施設を設置する自然斜面の傾斜度が30度以上である場合、擁壁や排水施設等の防災施設を設置	最大傾斜度 23.5度 （雨水等による地表面の浸食を防止するため、斜面に排水施設、植生土嚢を設置する）		
擁 壁	L 型	安定計算上安定すること	—	—	
	逆 T 型	常時 1.5 以上	—		
	重 力 式	地震時 1.2 以上	—		
	ブ ロ ッ ク 積	土木部ブロック積（石積）擁壁構造基準による	—		
砂 防 施 設		1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの	—	適	

水 害 の 防 止	調 整 池	仮設沈砂池	1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの 必要容量 仮設沈砂池 1 152.2m ³ /3ヶ月 仮設沈砂池 2 406.7m ³ /3ヶ月 仮設沈砂池 3 550.3m ³ /3ヶ月 必要容量 仮設沈砂池 1 169.2m ³ /6ヶ月 仮設沈砂池 2 419.1m ³ /6ヶ月 仮設沈砂池 3 71.5m ³ /2ヶ月	仮設沈砂池 1 189.2m ³ 仮設沈砂池 2 654.5m ³ 仮設沈砂池 3 655.4m ³ 仮設沈砂池 1 207.3m ³ 仮設沈砂池 2 556.3m ³ 仮設沈砂池 3 78.2m ³		
		沈砂池	1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの 必要容量 調整池兼沈砂池 2,676.3m ³ /3ヶ月 必要容量 1号調整池兼沈砂池 5,045m ³ /年 } 2号調整池兼沈砂池 1,539m ³ /年 } 【廃止】 3号調整池兼沈砂池 1,012m ³ /年 }	2,960.1m ³ 1号 7,040m ³ 2号 1,679m ³ 3号 1,337m ³		
		残土処理方法	搬出先を明記し許認可(写)を添付すること	(場外処理なし)		
		【参考】 河川改修	下流河川に1/1の流下能力がない場合 (1年確率降雨強度 23mm/h)	河川改修不要 (北側流域下流河川 最小流下能力 31.5mm/h 南側流域下流河川 最小流下能力 45.4mm/h)	—	
水 害 の 防 止	調 整 池	調整池の基数		1基 3基	適 [法面保護措置] (※1) 大型ブロック積擁壁 (※2) コンクリート吹付 [堤体の安全率]別紙参照	
		堤体の構造	原則コンクリート(掘込式可) コンクリートの場合の安全率 常時 1.5以上 地震時 1.2以上	調整池兼沈砂池 (調整池)掘込式(※1) (沈砂池)掘込式(※2)		1号調整池兼沈砂池 重力式擁壁と掘込式(※2) の混構造 2号調整池兼沈砂池 (調整池)掘込式(※1) (沈砂池)掘込式(※2) 3号調整池兼沈砂池 (調整池)掘込式(※1) (沈砂池)掘込式(※2)
				調整池兼沈砂池 (掘込式)		
				調整池兼沈砂池 (掘込式) W=4.0m		
		堤体の高さ	原則として15m未満(築造式)	調整池兼沈砂池 (掘込式)		1号調整池兼沈砂池 (重力式)H=1.1~6.0m 2号調整池兼沈砂池 (掘込式) 3号調整池兼沈砂池 (掘込式)
				調整池兼沈砂池 (掘込式) W=4.0m		
				調整池兼沈砂池 (掘込式) W=4.0m		
		堤頂厚	掘込式4m以上	調整池兼沈砂池 (掘込式) W=4.0m		1号調整池兼沈砂池 (重力式)W=1.0m、1.6m (掘込式)W=4.0m 2号調整池兼沈砂池 (掘込式)W=4.0m 3号調整池兼沈砂池 (掘込式)W=4.0m
				調整池兼沈砂池 (掘込式) W=4.0m		
				調整池兼沈砂池 (掘込式) W=4.0m		

		<p>上流法勾配 下流法勾配</p> <p>掘込式の場合 1 : 2.0 以上 コンクリートの場合安定計算による</p>	<p>調整池兼沈砂池 (掘込式) 1 : 0.5 (※1) (掘込式) 1 : 1.5 (※2)</p> <p>1号調整池兼沈砂池 (重力式) 1 : 0.5 (掘込式) 1 : 2.0 (※2)</p> <p>2号調整池兼沈砂池 (掘込式) 1 : 0.5 (※1) (掘込式) 1 : 2.0 (※2)</p> <p>3号調整池兼沈砂池 (掘込式) 1 : 0.5 (※1) (掘込式) 1 : 2.0 (※2)</p>		
	調整容量	<p>必要容量 (※3) 調整地兼沈砂池 21,999 m³</p> <p>1号調整池兼沈砂池 12,779 m³ } 2号調整池兼沈砂池 4,378 m³ } 【廃止】 3号調整池兼沈砂池 3,021 m³ }</p>	<p>24,264 m³</p> <p>1号 16,456 m³</p> <p>2号 5,047 m³</p> <p>3号 4,232 m³</p>		(※3) 市土地利用事業に該当するため、50年確率降雨に対応した必要容量
	許容放流量	<p>調整池 ①全体 : 45.4mm/h 調整池 : 28.2mm/h</p> <p>②Rc=15 mm/h 以上又は24時間程度で調整池が空</p> <p>1号調整池 ①全体 : 31.5mm/h 【廃止】 調整池 : 14.5mm/h</p> <p>②Rc=15 mm/h 以上又は24時間程度で調整池が空</p> <p>2号調整池 ①全体 : 45.4mm/h 【廃止】 調整池 : 28.2mm/h</p> <p>②Rc=15 mm/h 以上又は24時間程度で調整池が空</p> <p>3号調整池 ①全体 : 31.5mm/h 【廃止】 調整池 : 13.5mm/h</p> <p>②Rc=15 mm/h 以上又は24時間程度で調整池が空</p>	<p>①全 : 45.4mm/h 調 : 28.2mm/h</p> <p>②Rc=15 mm/h 以上</p> <p>1号 ①全 : 31.5mm/h 調 : 14.5mm/h</p> <p>②15時間で空</p> <p>2号 ①全 : 45.2mm/h 調 : 28.0mm/h</p> <p>②Rc=15 mm/h 以上</p> <p>3号 ①全 : 31.5mm/h 調 : 13.5mm/h</p> <p>②21時間で空</p>		
	オリフィス	<p>調整池 0.0279 m²以下</p> <p>1号調整池 0.1819 m²以下 } 2号調整池 0.0391 m²以下 } 【廃止】 3号調整池 0.0310 m²以下 }</p>	<p>0.0279 m²</p> <p>1号 0.1815 m²</p> <p>2号 0.0388 m²</p> <p>3号 0.0310 m²</p>	適	
	放流管	<p>流水断面積は管路断面積の3/4以下</p> <p>調整池 11.441 m³/s 以上 (※4)</p> <p>1号調整池 6.390 m³/s 以上 } 2号調整池 2.193 m³/s 以上 } 【廃止】 3号調整池 1.442 m³/s 以上 }</p>	<p>12.676 m³/s</p> <p>1号 6.452 m³/s</p> <p>2号 2.385 m³/s</p> <p>3号 1.636 m³/s</p>		(※4) 余水吐(放流塔)を越流する洪水流量以上の流下能力を確保
	余水吐の構造	<p>100年確率降雨流量の1.5倍以上</p> <p>調整池 11.441 m³/s 以上</p> <p>1号調整池 6.390 m³/s 以上 } 2号調整池 2.193 m³/s 以上 } 【廃止】 3号調整池 1.442 m³/s 以上 }</p>	<p>11.522 m³/s</p> <p>1号 6.584 m³/s</p> <p>2号 2.469 m³/s</p> <p>3号 4.536 m³/s</p>		
水資源の確保	* 水量の確保	<p>著しい支障が無いこと</p> <p>必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること</p>	<p>当該計画地に直接水源を依存する地域はない</p>	適	
水資源の確保	* 濁水の流入による水質悪化が無いこと	<p>土砂の流出による水質の悪化を防止すること</p>	<p>調整池兼沈砂池、仮設沈砂池、土砂流出防止柵を設置する</p>	適	

環境 の 保 全	森 林 率	森林率 25%以上。 (残置森林率 15%以上。)	森林率 26.4% 27.4% (残置森林率 16.2%) (23.7%)	適	事業区 域内に 尾根部 は存在 しない
	周 囲 林 帯	1 原則として周辺部に残置森林を配置すること とし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積 が 20ha 以上の場合は、原則として周辺部にお おむね幅 30m以上の残置森林又は造成森林(お おむね 30m以上の幅のうち一部又は全部は残 置森林)を配置する。稜線の一体性を維持する ため、尾根部については、原則として残置森林 を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむ ね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造 成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 切土・盛土法面は、適切に緑化 残置・造成森林は、適正に維持管理 市街地・主要道路等からの景観を維持する必要が ある場合には、早期緑化に努めること	周辺延長の92%86%に幅5 m 以上の残置森林を配置		
	残 置 森 林 面 積		1.5506ha 2.3693ha		
	造 成 森 林 面 積		0.9675ha 0.3609ha		
	造 成 緑 地 面 積		0.0115ha 0.5397ha		
	緑 化 計 画		造成森林については、計画 地に自生しているコナ ラ・クヌギ・ヤマザクラを 植栽する。切土法面、盛土 法面、太陽光発電施設用地 には種子吹付(ノシバ、メ ドハギ、イタドリ)を行う。 なお、直接放流箇所には植 生シート(ノシバ、メドハ ギ、イタドリ)を敷設する。		
そ の 他	景観に配慮し、周囲に残置 森林や造成森林を配置し、 造成が完了した箇所から 随時緑化する計画となっ ている。				

直近の許可申請時の付帯意見への対応

付帯意見 (令和 4 年 12 月 16 日)	付帯意見への対応等
なし	なし

審査項目別紙（水害の防止 > 調整池 > 堤体の構造）

箇所	構造	常/地	転倒	滑動	沈下 (kN/m ²)
調整池	大型ブロック積擁壁	常時	$F_s=6.84 \geq 1.50$	$F_s=4.43 \geq 1.50$	$191.8 \geq 153.4$
		地震時	$F_s=2.29 \geq 1.20$	$F_s=1.79 \geq 1.20$	$154.1 \geq 150.2$
東側北端	L型擁壁	常時	$F_s=5.91 \geq 1.50$	$F_s=2.86 \geq 1.50$	$402.0 \geq 149.4$
		地震時	$F_s=2.49 \geq 1.20$	$F_s=1.47 \geq 1.20$	$278.8 \geq 231.8$
中央北端	L型擁壁	常時	$F_s=4.63 \geq 1.50$	$F_s=2.74 \geq 1.50$	$174.0 \geq 97.7$
		地震時	$F_s=1.97 \geq 1.20$	$F_s=1.43 \geq 1.20$	$162.8 \geq 158.7$
水路18付近	L型擁壁	常時	$F_s=6.08 \geq 1.50$	$F_s=3.21 \geq 1.50$	$138.1 \geq 48.2$
		地震時	$F_s=2.37 \geq 1.20$	$F_s=1.55 \geq 1.20$	$127.7 \geq 72.9$

他法令等の処理状況

○: 該当 (処理済)

△: 該当 (手続中・今後手続予定)

ー: 該当無し

申請者 : 富士宮南原インベストメント合同会社

開発行為の目的 : 工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)

法令名	該当		処理状況
	新規	変更	
森林法(保安林)	-	-	
国土利用計画法・森林法(所有権移転)	-	-	
都市計画法(開発許可)	-	-	
宅地造成等規制法	-	-	
農地法	○	△	林地開発変更許可後、農地転用許可を申請予定。 R7.8.14事前協議承認済。
農業振興地域の整備に関する法律	-	-	
自然環境保全法	-	-	
自然公園法・県自然公園条例	-	-	
静岡県自然環境保全条例	△	△	希少動植物調査及び保全対策に係る協議を県自然保護課と実施済。自然保護課の指示により、他法令の変更許可後に締結予定。
環境影響評価法・環境影響評価条例	-	-	
風致地区条例	-	-	
都市緑地法	-	-	
文化財保護法	○	○	R3.1.25、R4.8.5埋蔵文化財の所在の有無に係る回答(「文化財の所在無し」)を取得済。 変更計画について協議の結果、変更手続の必要はなし。
鉱業法	-	-	
採石法・砂利採取法	-	-	
砂防法	-	-	
地すべり等防止法・急傾斜地災害防止法	-	-	
土砂災害防止法	-	-	
河川法	-	-	
富士宮市普通河川条例	-	-	
富士宮市都市下水路条例	○	-	
県土地利用事業(指導要綱)	○	○	R5.6.22承認済。 R7.8.14承認済。
市土地利用事業(指導要綱)	○	○	R3.1.18承認済。 R5.3.31変更承認済。 R6.9.24変更承認申請中。
道路法	○	○	R7.3.5道路占用許可及び土木工事施行許可を申請、許可
道路交通法	○	△	道路占用許可後に申請予定。
富士宮市認定外道路管理条例	○	○	R7.3.5道路占用許可及び土木工事施行許可を申請、許可
景観法	○	△	R5.3.7許可済。 土地利用事業変更承認後、変更届提出予定。
富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	○	△	R5.3.31承認済。 土地利用事業変更承認後、変更届提出予定。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-	-	
土壤汚染対策法	○	△	R5.2.13許可済。土地利用変更承認後変更届提出予定。
静岡県盛土等の規制に関する条例	○	△	R5.8.10許可済。 土地利用事業変更承認後、変更許可申請予定。
静岡県土採取等規制条例	○	△	R5.6.2届出済。 土地利用事業変更承認後、変更届提出予定。
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	-	-	
建設リサイクル法	○	○	R6.5.19提出済。
墓地埋蔵法(墓地廃止許可)	○	○	R3.4.15許可済。
電気事業法			
設備認定(経済産業省)	○	○	H30.12.21変更認定済。 ※発電事業者: 富士宮南原インベストメント合同会社 ※FITからPPAへ変更。と契約済。
電気事業者との手続き	○	○	H30.12.17と電力受給契約済。